

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	まちづくり協議会補助金		補助金番号	B1-9	
所管部署	観光にぎわい部 観光交流課				
根拠名称 (交付規則以外)	「社会資本整備総合交付金交付要綱」(国)・「枚方宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要領」(市)				
交付の目的	歴史を生かした町並み景観の形成を促進するため活動を行う枚方宿地区まちづくり協議会の自主自立の活動を支援することで、枚方宿地区住民の自主的なまちづくりを促し、地域の活性化を促進することを目的とする。 補助対象経費: (1)会議の開催、先進地区の視察並びに資料の配付等広報活動に要する経費(ただし、飲食に係る費用を除く。) (2)講演会及び勉強会等における専門家の招聘に要する経費(ただし、1回につき5万円を限度とする) (3)住宅等の修景事例としての基本計画作成に要する経費(ただし、1件につき10万円を限度とする) 補助限度額:100万円				
補助対象経費	会議の開催、先進地区の視察、講演会及び勉強会等における専門家の招聘に要する経費等				
補助率・補助額	その他				
交付先	枚方宿地区まちづくり協議会				
開始年度	平成14年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和9年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R3	R4	R5	R6	
予算額	500	500	500	500	
決算額	427	381	491	/	
特定財源	国庫支出金	191	190		245
	府支出金				
	その他				
一般財源	236	191	246		

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	歴史ある地区としてのまちづくりが広く市民の利益に貢献すると考えられるため。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	歴史を生かした街並みの景観形成の促進や「くらわんかツーリズム」の形成における地域資源としての活用など地域の賑わいづくりに向けた活動のため必要不可欠であるため。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	歴史的な景観の保全や景観を生かした観光ニーズが高いと考えられるため。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	枚方宿地区まちづくり協議会が実施するイベントの来場者数が増加しており、市民・商業者のまちづくりによる地域活性化の活動効果が上がっている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	地元や関係団体により組織された枚方宿地区まちづくり協議会が活動の支援を行政に求めているため補助金交付が効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方宿地区の郷土愛の向上及び地域の活性化のために地元や関係団体により組織される枚方宿地区まちづくり協議会に交付を行う。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	対象経費のみ予算の範囲内で全額補助している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	社会資本整備総合交付金の対象経費等を参照し、枚方宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要領を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで補助制度の公表予定(令和6年12月)。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	歴史的景観の保全や賑わいの創出のため公益上必要な事業や活動と考える。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	当該団体においては他に主な財源がないため補助金交付が必要である。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	本補助金を枚方宿地区まちづくり協議会に交付することにより、枚方宿地区内の住民活動に対する支援をしている。なお、社会資本整備総合計画に基づく社会資本整備総合交付金により、市は対象経費の半額の交付を受けている。今後も、同協議会による歴史を生かした町並み景観の形成とにぎわいづくりなどの自主的なまちづくりを促進するため、補助金交付を継続する。 並行して、同協議会の自立に向け、本補助金の効果検証を行うとともに、交付対象・補助対象経費・補助対象行為等の見直しや終期設定の必要性について検討していく。 今後補助制度についてホームページでの公表を行う。
対応完了・廃止予定時期	-

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	くらわんかツーリズムコーディネート業務補助金			補助金番号	B1-15	
所管部署	観光にぎわい部 観光交流課					
根拠名称 (交付規則以外)	くらわんかツーリズムコーディネート業務補助金交付要項					
交付の目的	枚方文化観光協会が、歴史・文化・伝承といった本市観光施策の「礎」となる地域資源を活用したツーリズム事業において、くらわんか観光マネジメント(DMO)(以下「DMO」という。)等との連携等を目的とする。					
補助対象経費	DMO等との連携調整に係る必要経費(上限あり)					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	特定非営利活動法人 枚方文化観光協会					
開始年度	令和5年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和9年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R3	R4	R5	R6
予算額			2,747	2,667
決算額			2,010	/
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源	0	0	2,010	

(件)

交付実績			1	
------	--	--	---	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	民間事業者等が行う地域資源を利用したツーリズムイベントと連携し、市内事業者との連絡調整及び参画するとともに、地域資源の活用を念頭に置いたイベント実施による社会実験をコーディネートすることで、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的としているため、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	当課で推進している観光まちづくり推進事業(交流人口拡大事業)の事務事業目的の達成に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	観光まちづくり推進事業(交流人口拡大事業)においては、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化が求められている。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	観光消費推計額により、当該補助金交付による効果を把握する予定。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	枚方文化観光協会の目的に合致し、同団体が主体的に事業推進することが適切であることから、業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法であると認められる。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	同団体は平成10年に設立して以降、観光振興に貢献してきた実績・ノウハウを有する唯一の団体であるため。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	公益上必要であるため。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要項に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方文化観光協会に補助金の趣旨を説明できている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	民間事業者等が行う地域資源を利用したツーリズムイベントと連携し、市内事業者との連絡調整及び参画するとともに、地域資源の活用を念頭に置いたイベント実施による社会実験をコーディネートすることで、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的としているため。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	財政状況について毎年度確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	本市の歴史・文化・伝承といった本市観光施策の「礎」となる地域資源を活用したツーリズム事業において、主にくらわんか観光マネジメント(DMO)との連携調整を目的として交付する整理を行ったため、令和7年度より減額する。 改正前: 民間事業者が行うツーリズム事業での連携、市内事業者との連携調整及び実施協力、イベント実施による社会実験のコーディネートを対象 2,667千円(令和6年度予算) 改正後: 本市地域資源を活用したツーリズム事業を対象 500千円(令和7年度予算)
対応完了・廃止予定時期	令和7年4月